

選挙運動用自動車について

1 設備外積載許可申請について

- (1) 選挙運動用自動車は、公職選挙法で定められた種類の自動車を使用してください。
取り付ける看板の大きさの制限は公職選挙法で定められています。

看板を選挙運動用自動車の屋根の上に取り付ける際、その場所及び方法によって「設備外積載許可証」の必要の有無を審査します。

審査方法は、看板を積載して走行する出発地を管轄する警察署の交通課による書面審査となります（例えば、碧南市外の工場で許可等を要する物件を取り付けた場合、工場の所在地を管轄する警察署が審査を行います。）。

車両の現物を持ち込む必要はありません。

- (2) 自動車の高さ制限は、3.8メートルですが軽四自動車の高さ制限は**2.5メートル**なので、軽四自動車に看板を設置して、地上からの高さが2.5メートルを超える場合は制限外積載の許可が必要です。提出書類は、設備外積載許可申請書です。用紙は警察署にあり、愛知県警察のホームページからもダウンロードできます。

- (3) 提出書類等

ア 設備外積載許可申請書2部

イ 車検証のコピー1部

ウ 予備運転者名簿（運転手が数名いる場合のみ）

主たる運転手を申請者とし、それ以外の運転手について別紙名簿として作成してください。名簿には、運転手の住所、氏名、免許種別及び免許証番号を記入してください。

エ 申請する車両の形状、積載の寸法を表した図面

オ 申請する車両を前後左右から撮影した写真

- (4) 記載例及び車検証等を参考に記入します。申請日は、申請書類の提出日とします。

なお「車両の種類」には、車検証の「自動車の種別」、「用途」を記入します。

- (5) 申請書の欄外へ候補者氏名及び事務所住所を記入してください。

2 申請の方法

- (1) 許可期間は、選挙運動用自動車に看板を積載した状態で運行する期間となります（工場から持ち出し、返却するまでの期間であり、必ずしも選挙運動期間とはなりません。）。

(2) 申請から許可までの処理期間は平日3日です。出発日の3日以前に余裕をもって申請をしてください。

3 許可書の交付

申請を行った警察署にて交付します。

4 注意事項

(1) 設備外積載許可証の交付を受けた場合でも、選挙運動期間以外では、看板の表示内容やポスターは外から見えないように覆いを被せる等の措置をとってください。

(2) 看板の規格等

ア 大きさは、縦273cm×横73cm以内

イ 枠無しで車体の側面に記載すると規格外とされます。

ウ 看板等は屋根に取り付けます。脚を付け看板を持ち上げて取り付けることはできません。